

先天異常モニタリングにおけるプライバシーの保護について

研究協力者 柳 川 従 道

はじめに

標記のテーマに関しては、昭和62年度研究報告の中で、中間的・暫定的な報告を述べておいたが（同報告書5頁以下）、その報告が中間的・暫定的なものにとどまった所以は、主として、その報告時点において国会に提出されていたいわゆる個人情報保護法案の審議の結果を待つ必要があったことによるものであった。その後、同法案は、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和63年12月12日法律第95号。以下「個人情報保護法」と略称する）として成立し、その内容が確定的となったので、本報告においては、同法の成立をふまえてプライバシー保護の法的要請の内容を考察し、これらとの関連で先天異常モニタリングにおけるプライバシーの法的保護のあり方についての検討の結果を述べることにする。

1. 個人情報保護法と従前のプライバシーの法的保護との関係について

従来のプライバシーの法的保護の内容の概略は、すでに昭和62年度報告の中で述べたとおりである。ここでは、今般成立した個人情報保護法による個人情報の保護態様を概観し、これが従来のプライバシーの法的保護といかなる関係を有するのかを考察する。

同法が保護の対象とするものは「個人情報」（生存する個人に関する情報であつて、当該情報そのものに当該個人を識別する情報が含まれているもののみならず、当該情報のみでは個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）であり、その保護のための同法の規制の内容は、国の行政機関による電子計算機処理のための個人情報ファイルの保有の目的による制限、その保有目的・記録項目等の公示、個人情報の安全および正確性の確保、目的外利用・提供の禁止、処理情報の開示・訂正などである（なお、情報収集の段階についてはなんらの規定を設けていない）。

すなわち、同法の対象とする個人情報は、従来のプライバシーの法的保護の対象とされた「個人の秘密」を当然含むがこれよりもはるかに広範なものであり、またその保護のための規制は、その電子計算機による処理、利用等につき、主体を限ってそのシステム面からこれを一定の規律に服させようとするものであつて、間接的には「個人の秘密」を対象とした従来のプライバシーの保護に寄与する面もあるが、これを直ちに拡張ないし変容するものではなく、これとは一応別個の次元の異なる保護を創設したものと見るのが妥当である。なお、個人情報のかかる態様による保護についての立法は、今回はとりあえず国の行政機関による電子計算機処理等のみを直接の対象としたが、その立法化の波がいわゆる民間部門にも及んで行くことは避けられない情勢にあ

る。

以上要するに、先天異常モニタリングにおいては、従来のプライバシー保護（個人の秘密の保護）の法的要請に応えるほかに、個人情報保護法に該当する場合にはこれとは別個に更に同法による個人情報保護の法的要請をも満たす必要が生じたということになる。

2. 先天異常モニタリングのあり方についての法的見地からの提言

前項で述べたように、先天異常モニタリングは、従来のプライバシーの保護及び個人情報保護法による保護の2つの法的要請を満たす必要があるが、そのためにはいかなる対応が必要であるかについては、先天異常モニタリングシステムを2つの段階に分けて考案するのが便利である。

即ち、その1は、対象たる児、その親族および医療関係者に関する医療情報を含む個人的な情報が診療の場から収集され、電子計算機により処理、蓄積され解析されて異常事態の有無の判定がなされるまでの段階（狭義のモニタリング段階）であり、その2は、異常事態との判定を受けての疫学的調査の段階（疫学調査段階）である。かかる区分けをしたのは、前者では医療等の情報が診療の場から収集されて電子計算機処理がなされる段階だからであり、後者は個別のケース毎の調査による情報収集がその不可欠な要素となる段階であって、それぞれの段階におけるプライバシーに関する事項あるいは個人情報の取扱われ方に大きな違いが認められるからである。

(1) 狭義のモニタリング段階における対応について

この段階においては、従来のプライバシーの保護についての法的要請のうち、最も重要かつ厳格なものは、公法的保護としての医師・公務員の守秘義務である。これは、これらの者がその職務上知り得た他人の秘密を漏泄することを、刑罰等を課することをもって禁止するものである。この場合の「他人の秘密」とは、一般に知られていない事実であって、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実であり、その性質上ID情報付のもの（当該情報のみではIDが明確でなくても、容易に照合可能な他の情報によりIDが明確となるものも含まれる）であるが、先天異常モニタリングにおいて取扱う情報のうちには、かかる「個人の秘密」に該当するものが不可避免的に含まれていることが明らかである。かかるID付情報を当該情報の本人の同意なしに医師等が他に漏泄することは原則として違法である。仮にそれが先天異常モニタリングのためという公益性のある目的であっても、その一事をもってしては直ちにその違法性が阻却されるものではないと考えられる。先天異常モニタリングを行う上において個人の秘密に属する事項をどうしてもID情報付で収集・処理しなければモニタリングそのものを行う趣旨が全く没却されてしまうというような場合は格別、そうでない限りたとえ先天異常モニタリングのためであっても、医師等は、個人の秘密に属する事項をID情報付で漏泄してはならないのである。

このようにして、先天異常モニタリングのこの段階における医療情報を中心とする情報の収集に当たっては、それが診療等の場を離れる時点ではID情報を潜在化させ、それがモニタリングのこの段階におけるシステム中で取扱われている間はID情報が顕在化されず、これが顕在化するのとは当該情報が診療等の場へ戻った場合のみとするシステムを構築するよう最大限の努

力をしなければならないと考える。なお、ここで「ID情報を潜在化させる」と言っても、単に氏名、住所、生年月日等の典型的なID情報を潜在化させればそれで足りるとは必ずしも言い得ないのであって（例えば、診療機関名と疾病名程度がわかれば一定範囲の者には当該情報の本人の特定が可能な場合もあり得る）、ID情報たりうる情報およびそのID情報としての程度もさまざまだから、典型的なID情報を潜在化させた情報の取扱いそのものにおいても、これがIDを補完するシステム外の他の情報と容易には接触しないようなシステムの配慮が必要である。

従来のプライバシー保護の法的要請に対する対応は、上述のようにID情報の潜在化であるが、かかる処置をとる限り、個人情報保護法が保護対象とする個人情報には該当しないことになる。

(2) 疫学調査段階における対応について

狭義のモニタリングの段階において異常事態として疫学調査を要することとなった場合には、上述したところからして、特定のケースに関する情報をそのもとの診療等の場に戻してID情報を復活させようとして調査を行わなければならないこととなるが、この場合、不可避免的に医師をはじめとする診療関係者、患者およびその親族などの協力を要するものであり、その協力を求める際にプライバシーに関する事項についても本人の承諾を得るという形での手当がなされるべきことになる。疫学的調査により収集される情報についても、その取扱いについては前述のプライバシー保護の配慮が必要であり、また、本人の承諾を得るに当たっては、収集された情報の利用目的、取扱われ方を十分に説明した上での承諾を得なければならない。

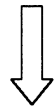
ま と め

本報告においては、先天異常モニタリングにおけるプライバシーの保護についての従来の研究結果をふまえて法的見地からの提言を行ったが、これを実際のシステム上どのようにまたどの程度に具体化できるか、その詳細は今後の課題である。なお、以上の提言は現行法制下におけるものであり、その結果先天異常モニタリングシステムが高度の公益性を有しているにもかかわらず、同システムに対し以上の提言がかなりの負担を強いることとなっている点は否めないところである。このモニタリングシステムの有用性に鑑み、それが疫学調査段階も含めて充分機能するためには、なんらかの立法措置が講じられることが望ましい。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

標記のテーマに関しては、昭和 62 年度研究報告の中で、中間的・暫定的な報告を述べておいたが(同報告書 5 頁以下)、その報告が中間的・暫定的なものにとどまった所以は、主として、その報告時点において国会に提出されていたいわゆる個人情報保護法案の審議の結果を待つ必要があったことによるものであった。その後、同法案は、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(昭和 63 年 12 月 12 日法律第 95 号。以下「個人情報保護法」と略称する)として成立し、その内容が確定的となったので、本報告においては、同法の成立をふまえてプライバシー保護の法的要請の内容を考察し、これらとの関連で先天異常モニタリングにおけるプライバシーの法的保護のあり方についての検討の結果を述べることとする。